

12 月収額の求め方

(1) 給与所得者の場合

(就職時期により下記①, ②の方法で年間収入を算出してください。)

給与所得とは給料, ボーナスなどの所得で, 会社員, 店員, 日雇労働者, パート, 事業専従者などの収入が該当します。

給与所得でいう総収入金額とは, 給与所得控除をする前のもので, ボーナス, 諸手当などを含んだすべての支払金額です。(通勤手当等の非課税所得は含みません。)

計算の順序	就職(勤労)の時期	計 算 方 法	算 出 し た 金 額																										
入の計算 年間総収入金額です。就職時期に合せて該当欄に記入してください。税込金	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している人	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	<p>(注) 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">年間総収入金額</p> <p style="text-align: center;">円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>端数整理(はすうせいり) 年間総収入金額または, 年間推定総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。 例 (総収入金額) (定数) 3,832,999円 ÷ 4,000円 = 958.24975円 (端数整理) (定数) 958円 × 4,000円 = 3,832,000円 (端数整理後の総収入金額)</p> <p>(注) 1,627,999円以下の人は端数整理はしない。</p> </div>																										
	②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職又は転職した人(年の途中で再就職した場合)	<p style="text-align: center;">再就職後の各月の収入の合計 (※通勤費, 賞与を除く) × 12 再就職後の月数</p> <p style="text-align: center;">+ 賞与等 = 年間の推定総収入金額</p> <p>(注) 1カ月未満の勤務による収入は, その月の収入を除いて計算してください。</p> <p>※ 現在の勤務先に勤めてまだ1カ月分の給与を受けていない方は, 雇用条件にもとづき支給が予定されている1カ月分の給与を1.2倍した年間の推定総収入金額</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年間総収入金額の区分</th> <th style="width: 70%;">給与所得の計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 650,999円まで</td> <td>給与所得は0円</td> </tr> <tr> <td>② 651,000円から1,618,999円まで</td> <td>(総収入金額) - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1,619,000円から1,619,999円まで</td> <td>給与所得は=969,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 1,620,000円から1,621,999円まで</td> <td>給与所得は=970,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1,622,000円から1,623,999円まで</td> <td>給与所得は=972,000円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 1,624,000円から1,627,999円まで</td> <td>給与所得は=974,000円</td> </tr> <tr> <td>⑦ 1,628,000円から1,799,999円まで</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.6 =</td> </tr> <tr> <td>⑧ 1,800,000円から3,599,999円まで</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000円 =</td> </tr> <tr> <td>⑨ 3,600,000円から6,599,999円まで</td> <td>(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000円 =</td> </tr> <tr> <td>⑩ 6,600,000円から9,999,999円まで</td> <td>(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円 =</td> </tr> <tr> <td>⑪ 10,000,000円から19,999,999円まで</td> <td>(総収入金額) × 0.95 - 1,700,000円 =</td> </tr> <tr> <td>⑫ 20,000,000円</td> <td>給与所得は=17,300,000円</td> </tr> </tbody> </table>			年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法	① 650,999円まで	給与所得は0円	② 651,000円から1,618,999円まで	(総収入金額) - 650,000円	③ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は=969,000円	④ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は=970,000円	⑤ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は=972,000円	⑥ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は=974,000円	⑦ 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 =	⑧ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000円 =	⑨ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000円 =	⑩ 6,600,000円から9,999,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円 =	⑪ 10,000,000円から19,999,999円まで	(総収入金額) × 0.95 - 1,700,000円 =	⑫ 20,000,000円	給与所得は=17,300,000円	<p style="text-align: center;">年間所得金額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">(A) 円</p> </div> <p>(注) 給与所得者が2人以上いる場合は, ここで所得を合算してください。</p>
年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法																												
① 650,999円まで	給与所得は0円																												
② 651,000円から1,618,999円まで	(総収入金額) - 650,000円																												
③ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は=969,000円																												
④ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は=970,000円																												
⑤ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は=972,000円																												
⑥ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は=974,000円																												
⑦ 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 =																												
⑧ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000円 =																												
⑨ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000円 =																												
⑩ 6,600,000円から9,999,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円 =																												
⑪ 10,000,000円から19,999,999円まで	(総収入金額) × 0.95 - 1,700,000円 =																												
⑫ 20,000,000円	給与所得は=17,300,000円																												

(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金などで所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	700,000円まで	所得は0
	700,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 700,000円 =
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0
	1,200,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,200,000円 =
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =

年間所得金額

①

(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当します。

年間所得金額の計算	その他	開業等の時期	計算の方法
		①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
		②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方	申込前1年間の所得金額をもって計算する。
		③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入金額(総売上高) - 必要経費 ÷ 営業月数 × 12 = 1年間の確定所得金額 (事業を始めた翌月から申込前月までの月数)
日雇	日	雇用の時期	計算の方法
		①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
		①前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額から計算する。(所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)

年間所得金額

①

(4) 控除の内容及び控除額

控 除 名		控除対象者	控 除 額	必要書類
一 般 控 除	親族控除	入居予定親族（申込み者本人を除く）及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円	世帯全員の 住民票
特 別 控 除	老人扶養 控 除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の人	親族控除の他 1人につき 10万円	世帯全員の 住民票
	特定扶養 控 除	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人 (配偶者を除く)	親族控除の他 1人につき 25万円	世帯全員の 住民票
	寡婦控除	㊦夫と死別してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で所得500万円以下の人 ㊧夫と死別し又は、離婚してから婚姻していない人か夫の生死が不明な人で扶養親族のある人	申込み者本人の 所得から27万円 (所得が27万円未満 の場合はその額)	戸籍謄本
	寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない人 又は、妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子 (所得が38万円以下)を有し所得500万円以下の人	申込み者本人の 所得から27万円 (所得が27万円未満 の場合はその額)	戸籍謄本
	障害者 控 除	申込み者本人又は同居予定者のうち（下記以外もあり） ㊦中度・軽度の知的障害者（療育手帳表示B） ㊧精神保健福祉手帳の交付を受けている2・3級の人 ㊨身体障害者手帳の交付を受けている1・2級以外の人	親族控除の他 1人につき 27万円	各手帳の 写し
	特別障害 者 控 除	申込み者本人又は同居予定者のうち（下記以外もあり） ㊦重度の知的障害者（療育手帳表示A） ㊧精神保健福祉手帳の交付を受けている1級の人 ㊨身体障害者手帳の交付を受けている1・2級の人	親族控除の他 1人につき 40万円	各手帳の 写し

各種控除の計算方法)

※ 各種控除の内容は(4)により確認してください。

控除	控除名	控除の内容及び金額	控除額
年間所得金額から差し引く額です。 家族の養育に当たっては控除の適用が認められる場合があります。	㉓親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円 × 人 = 万円	親族控除額 円
	㉔老人扶養控除	[70歳以上の扶養親族] 10万円 × 人 = 万円	老人扶養控除額 円
	㉕特定扶養親族控除	[16歳～23歳未満の扶養親族] 25万円 × 人 = 万円	特定扶養親族控除額 円
	㉖寡婦(夫)控除	[所得のある者が寡婦(夫)の場合] 27万円 × 人 = 万円	寡婦(夫)控除額 円
	㉗障害者控除	[身体障害者等がいる場合] 27万円 × 人 = 万円	障害者控除額 円
	㉘特別障害者控除	[特別身体障害者等がいる場合] 40万円 × 人 = 万円	特別障害者控除額 円
	控除額合計		

(5) 月収額の計算

(1) から (3) で算出した年間所得金額 A をもとに各種控除額 B を差し引き月収額を計算してください。

$$\left(\begin{array}{c} \text{㉚ 円} \\ \text{年間所得金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{㉛ 円} \\ \text{控除額合計} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{c} \text{㉜ 円} \\ \text{計算した月収額} \end{array}$$

㉚一般市営住宅 ○あなたの申込家族の月収額(月額所得額)が158,000円以下なら申し込みできます。
 裁量階層世帯なら, 214,000円以下なら申し込みできます。

㉛改良住宅 ○あなたの申込家族の月収額(月額所得額)が114,000円以下なら申し込みできます。
 裁量階層世帯なら, 139,000円以下なら申し込みできます。